㈣　農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り

㈤　陶磁器製造業、木材加工業その他の一定の事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り

6　自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象及び重課対象の見直しを行った上、以下の措置を講ずることとした。（附則第一二条の三関係）

㈠　環境負荷の小さい自動車

平成二四年度及び平成二五年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

(1)　電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車及びエネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇（平成二七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成二二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一三八）を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成一七年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値（以下「平成一七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないものについて、税率の概ね一〇〇分の五〇を軽減すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率（平成二七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成二二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一二五を乗じて得た数値）以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、税率の概ね一〇〇分の二五を軽減すること。

㈡　環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、それぞれ次に掲げる年度以後に税率の概ね一〇〇分の一〇を重課する特例措置を講ずることとした。

(1)　ガソリン自動車又はＬＰＧ自動車で平成一三年三月三一日までに新車新規登録を受けたもの　新車新規登録を受けた日から起算して一四年を経過する日の属する年度

(2)　軽油自動車その他の(1)に掲げる自動車以外の自動車で平成一五年三月三一日までに新車新規登録を受けたもの　新車新規登録を受けた日から起算して一二年を経過する日の属する年度

㈢　警戒区域設定指示区域内の自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車として取得された自動車に係る自動車税の非課税措置及び警戒区域設定指示区域内の自動車に係る自動車税の特例措置について、次のとおり改めることとした。（附則第五四条関係）

(1)　平成二四年度分及び平成二五年度分の自動車税に限り、対象区域内用途廃止等自動車の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が、同日から平成二六年三月三一日までの間に対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合における当該取得された自動車に対しては、自動車税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした。

(2)　対象区域内自動車の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が4の㈢(2)の適用を受けることとなった場合においては、当該所有者等が取得した他の自動車に対する平成二四年度分及び平成二五年度分の自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした。

(3)　対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車は、自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日以後自動車税の課税客体である自動車でなかったものとみなす特例措置を講ずることとした。

7　固定資産税及び都市計画税

㈠　平成二四年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成二四年度から平成二六年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講ずることとした。

(1)　宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に一〇〇分の五を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とすることとした。ただし、宅地等のうち商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該商業地等の当該年度の価格に一〇分の六を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に一〇分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすることとした。（附則第一七条、第一八条、第一八条の三、第二二条、第二四条、第二五条、第二五条の三、第二七条の五及び第二八条関係）

(2)　(1)にかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいう。以下同じ。）が〇・六以上〇・七以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすることとした。（附則第一八条及び第二五条関係）

(3)　(1)にかかわらず、商業地等のうち負担水準が〇・七を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度の価格に一〇分の七を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすることとした。（附則第一八条及び第二五条関係）

(4)　農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすることとした。（附則第一九条及び第二六条関係）

負担水準の区分	負担調整率
〇・九以上のもの	一・〇二五
〇・八以上〇・九未満のもの	一・〇五
〇・七以上〇・八未満のもの	一・〇七五
〇・七未満のもの	一・一

(5)　三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格に一〇〇分の五を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とする措置を講ずることとした。ただし、市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地の当該年度の価格に一〇分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすることとした。（附則第一九条の四及び第二七条の二関係）